

卒業の認定に関する方針

本学は、知識と技術を兼ね備えた実践力のある真の保育者を養成する専門学校であり、文部科学省、厚生労働省、両省からの指定を受け、全国の幼稚園保育所、認定こども園において即戦力となる人材を育成している。

- ◆ 卒業の認定については、本校学則第4章第26条に定めている。

(学則第4章第26条)

卒業要件を満たした者は審議会の議を経て卒業を認定し、卒業証書を授与する。

2 前項の卒業証書は、次の各号に掲げる基準を満たす者について授与する。

- ① 「履修に関する規定」第3章第8条に定める卒業要件単位数または卒業必要授業時間を満たしていること。
 - ② 最終年次における卒業研究の成果または卒業論文について審査の結果、合格と認められたものであること。
 - ③ 当該年度の学費等を完納していること。
- 3 卒業の認定時期は、原則として学年度末とする。ただし、卒業要件が前期末に整った場合には前期末とする。
- 4 卒業証書の様式は別紙様式のとおりとする。
- 5 前項の卒業証書を授与する場合において、併せて「専門士」「高度専門士」の称号を授与することができる。

学則に定める資格取得に必要なすべての教科を修得し、且つ単位を認定された学生は、幼稚園教諭2種免許状及び保育士の資格が与えられ、専門職業人としての意識の確立を学校として見極める必要から、さらに教務部で卒業判定会議を行ったうえで、適切な技能習得が認められる学生について卒業認定を行っている。

卒業認定の方針については、「学生便覧」に記載し、入学時に学生に通知している。